

中小企業・小規模事業者や農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書(案)

長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務という「三重苦」が国民にのしかかっている。「コロナ対応融資(実質無利子・無担保のゼロゼロ融資)」の残高実績は、今年3月末時点で約42兆円にのぼり、中小企業の約3割が過剰債務感を訴えている。「物価高倒産」や「過剰債務倒産」、長引く苦境で希望が見いだせず、廃業・倒産などが激増する恐れがある。

よって、中小企業・小規模事業者や農漁業者のかかえる困難などに対し、国と自治体が全面的に支援し、地域経済の立て直しをはかるため、以下の取組を実行するよう求める。

記

- 1 政府が来年10月から導入を予定しているインボイス(適格請求書)制度は、あらたな負担と混乱をもたらすものであり中止すること。また、消費税が納税困難な事業者に対する減免の特例を実施すること。
- 2 コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。また、「別枠債務」の返済が可能になった時点でも、その後の事業に支障がない返済計画に金融機関が協力できるよう国が支援すること。
- 3 債務の減免をふくめて「中小企業・事業再生スキーム」を、より小規模な事業者にも適用できるようにすること。
- 4 (仮称)「地域経済再生給付金」を創設し、事業者への直接支援を行う。給付額は、持続化給付金以上の水準とし、事業者の規模などに応じて給付するなどスキームを国が明確に示したうえで、地方創生臨時交付金を適切に拡充すること。
- 5 農漁業者への資材・飼料・燃油高騰に対する支援を抜本的に強化し、飼料価格安定制度を高騰前の価格との差額を農家に直接補てんする仕組みに改めること。また、燃油高騰に対し、石油元売りだけでなく、農漁業者に直接補てんすること。
- 6 農産物の価格保障・所得補償に踏み出し、自給率を向上させること。
- 7 省エネルギー・再生可能エネルギーを強力に推進し、光熱費負担の抑制と地域経済の振興をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣

財 務 大 臣

経済産業大臣

農林水産大臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長